

## 第4章 第2次地域福祉推進計画の推進方法

### 1. 地域福祉計画と地域福祉推進（活動）計画の連携

社会福祉分野における行政計画は、1990（平成2）年の福祉関係八法改正以降、老人福祉計画をはじめ、国、都道府県、市町村の各段階で高齢者、障がい者、児童などの分野別計画が策定されてきました。その内容は、対象ごとの福祉ニーズ量の推計とそれに対応するためのサービス整備目標の設定などを明らかにしたものでした。これらの計画により、サービス水準の全国的な標準化とそれに即応した社会福祉資源の整備、配分が図られてきました。

地域福祉計画もこれらと同じ行政計画として位置づけられ、2000（平成12）年社会福祉法第107条において、市町村における地域福祉計画の策定が規定されました。

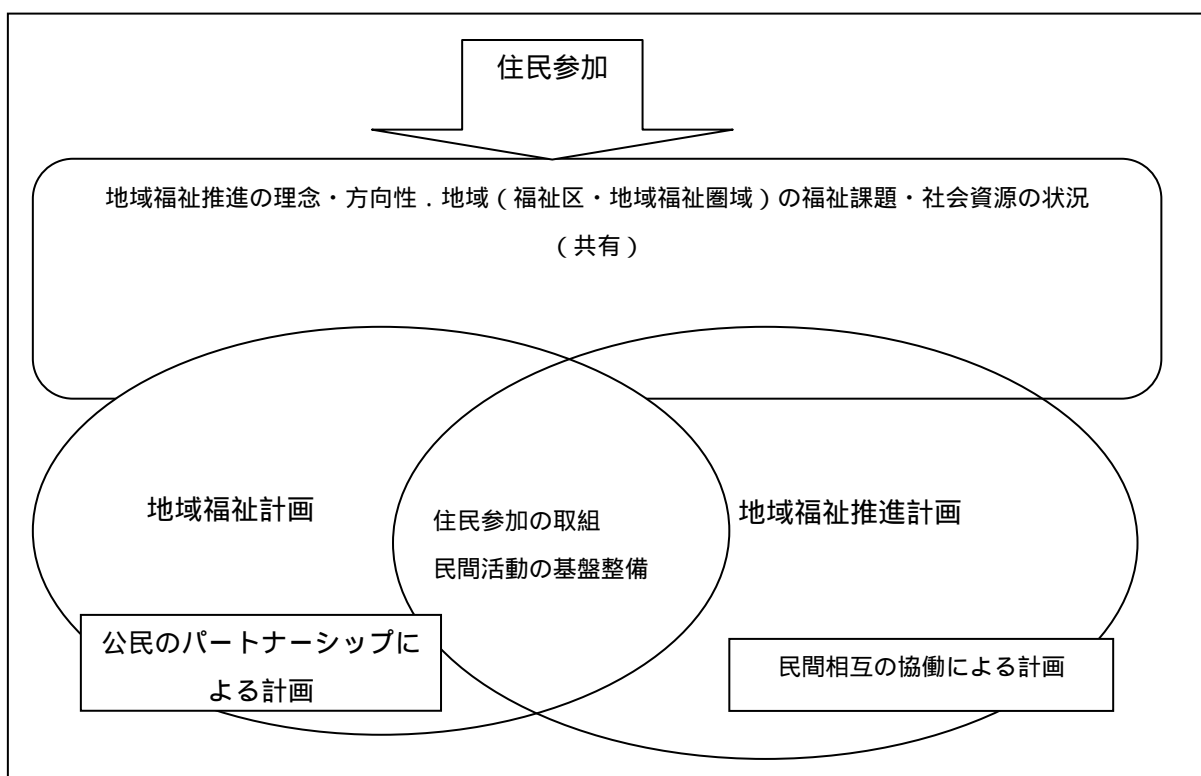
同法107条では、市町村地域福祉計画は、地域における福祉サービスの適切な利用の促進に関する事項。地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項。地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項を盛り込まないと認められないとされています。

これに対して、地域福祉推進計画（地域福祉活動計画）は、「社会福祉協議会が呼びかけて、住民、地域において社会福祉に関する活動を行う者、社会福祉を目的とする事業（福祉サービス）を経営する者が相互協力して策定する地域福祉の推進を目的とした民間の活動・行動計画」であるとされています。その内容は、福祉ニーズが現れる地域社会において、福祉課題の解決をめざして、住民や民間団体の行う諸々の解決活動と必要な資源の造成・配分活動などを組織だてて行うことを目的として体系的かつ年度ごとにとりまとめた取り決めと定義されています。（全社協地域福祉活動計画策定指針より）

また、地域福祉活動計画の策定にあたっては、「住民参加」等において市町村自治体と市区町村社協が協働して策定する。地域福祉推進の圏域に着目し、きめ細かな住民参加や福祉活動の推進体制を確保する。市町村合併後の地域福祉推進のあり方を住民参加で検討する。自発的・民間性をもった多様な活動を尊重し、活動相互の協働や認知を促進する。地域住民の意識や態度の変容の動機づけを図る。共同募金運動との連携や民間財源の活性化を図ることを重要視することといわれています。

地域福祉計画と地域福祉活動計画との関係は、次の図のように、いずれも地域福祉の推進を目指すものであり、住民参加で行うことは共通しており、計画内容の一部や策定過程を共有するなど連携が必要であるといわれています。

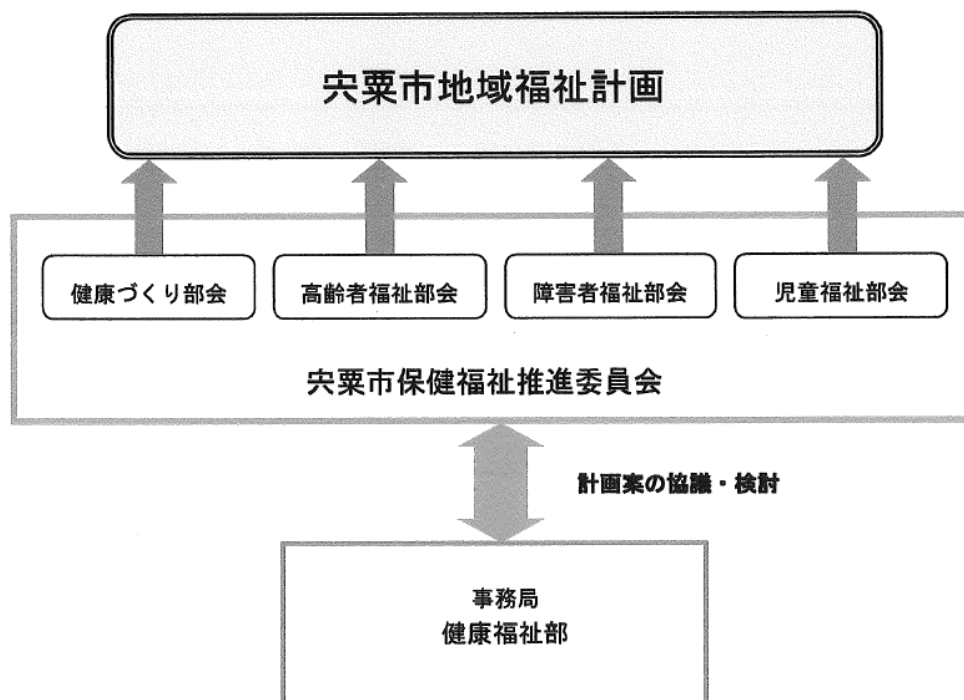
宍粟市の場合は、社協が策定した地域福祉推進計画が先行し、市の地域福祉計画と連携できませんでしたが、今回の第2次地域福祉推進計画の内容を市の地域福祉計画の見直し時に反映されるよう要望します。



出典 全国社会福祉協議会「地域福祉活動計画策定指針」2006年 P10

## 2. 宍粟市地域福祉計画について

宍粟市地域福祉計画は、平成20年度に策定され、平成21年度から平成25年度までの5ヵ年計画です。計画の策定は、宍粟市保健福祉推進委員会の4つの部会（健康づくり部会、高齢者福祉部会、障害者福祉部会、児童福祉部会）の代表者8名により、検討委員会が開催され、この協議を経て策定されました。



この地域福祉計画に示されている目的については、「一人ひとりが個人として自立しながらも、ともに地域で生きていくために、相手の立場を理解し、安心できる環境で暮らしていける、市民が主役のまちづくりをめざすために、地域とのふれあい、支え合い、思いやりを広げながら、つないでいくことで、地域の福祉力を向上させること」であるとされています。そして、計画の理念として、「愛しそう、広げてつなぐ ふくしのまち」を掲げ、基本目標として、1.福祉のこころづくり 2.人と地域の豊かなきずなづくり 3.安全で安心して暮らせる環境づくりの3つの基本目標が掲げられています。取組の方向として、それぞれの基本目標に関して、施策の方向性が3点ずつ示されています。

基本理念

愛しそう 広げてつなぐ ふくしのまち

基本目標 1. 福祉のこころづくり

市民一人ひとりがお互いの人権を尊重し、思いやりを育めるよう、意識づくりに努めます。そして、地域の市民一人ひとりが地域を担う大切な存在であるという考えのもと、福祉の意識の浸透をめざします。

- 施策の方向性
- (1) 地域リーダーをはじめとする人材の育成
  - (2) 人権・福祉教育の推進
  - (3) 多様な福祉サービスの育成・支援

基本目標 2. 人と地域の豊かなきずなづくり

その地域に住む住民同士がともに自治を担う主体として、協働し合いながら住みよい地域づくりを進めていく必要があります。交流やふれあいを通じて住民すべての参画のもとで豊かなきずなを育む地域づくりをめざします。

- 施策の方向性
- (1) 地域づくりのための新たな仕組みづくり
  - (2) 地域コミュニティづくりの促進
  - (3) 地域福祉活動への住民参画の促進

基本目標 3. 安全で安心して暮らせる環境づくり

生活上の問題を解決・改善し、地域における自立生活を支援していくためには、必要なときに必要なサービスが受けられる仕組みや、安全で安心して生活できる生活環境をつくりあげることで、一人ひとりの自立を支える地域社会づくりを推進します。

- 施策の方向性
- (1) 地域福祉活動拠点の整備推進
  - (2) 緊急時における体制の整備
  - (3) 福祉の視点からの環境整備

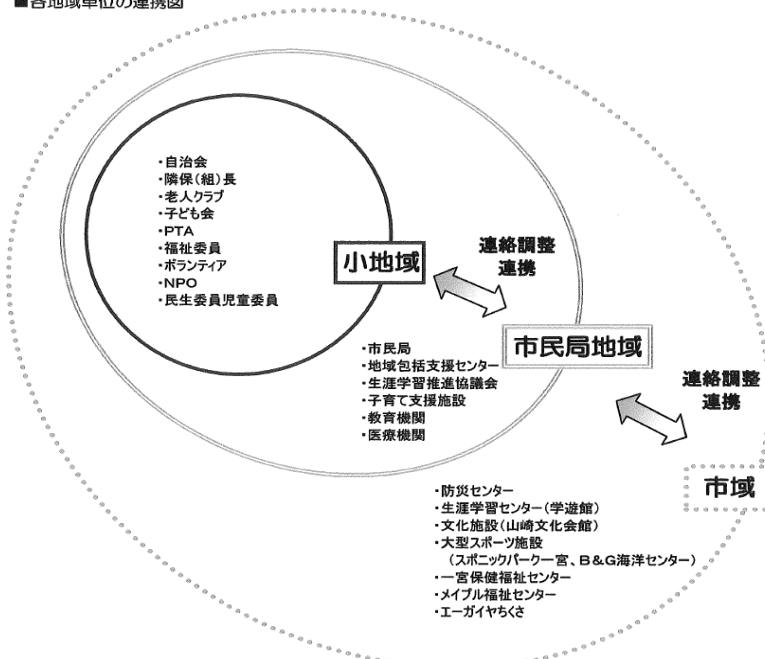
すなわち、介護や支援が必要な状態になっても住み慣れた家庭や地域で安心して生活を送れるようにするために、保健、医療、福祉の関係者をはじめ、地域の各種団体や市民が連携し、地域全体で高齢者を支えることが重要」と記載されており、そのためには、「身近な生活圏域での地域福祉の推進が必要」とされています。

また、地域の考え方として、本会が示しているようにいわゆる「小地域」＝「隣保・近隣」として、その次には、自治会、小学校区・中学校区・町（旧町）・市域という捉え方が提起されています。そして、この圏域ごとに次の表のように福祉サービスの提供のあり方が示されています。

■地域単位の位置づけ

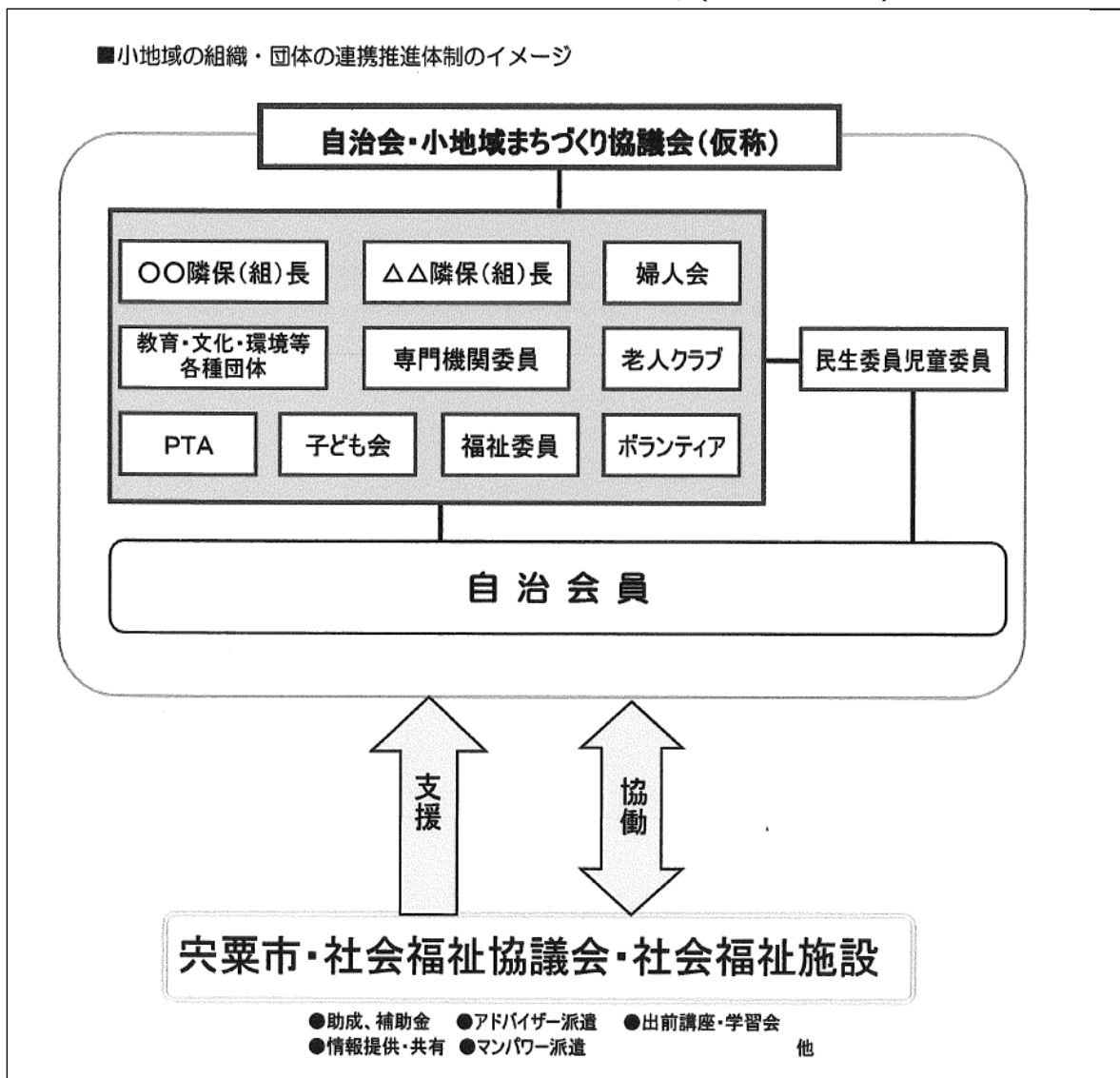
地域単位(圏域)	各地域拠点の位置づけ	地域福祉推進活動や福祉サービスの提供のあり方
市域	上位機関や周辺市町との連携、町(旧町)・中学校区との連絡調整、地域福祉推進の指針づくりと支援の拠点整備	公的援助、専門性の高い相談・指導、医療・健診、関係機関や団体の広域的連携、インフラ整備など行政が主体となるサービスの提供
町(旧町)、中学校区(※老人福祉サービスにおける日常生活圏域)	小地域(日常生活圏域)間の連絡調整、公的な支援・サービス提供の地域拠点	要支援者のケアマネジメント、総合相談・支援、地域ケア、交流・ネットワーク事業、地域密着型サービスなど、行政、NPOや事業所によるサービスの提供
小地域(日常生活圏域)	住民による住民のための地域福祉推進活動拠点、さらに日常的な集まりや、寄り合い	要支援者の実態把握、相談、情報提供、訪問、サロン活動など住民組織やボランティアによるサービスの提供 自治会等においては日常的な協力、援助、見守りなどの住民の自主的な活動

■各地域単位の連携図



### 地域単位の位置づけ

基本目標 2 の「地域コミュニティづくりの促進」では、地域の組織・団体との連携として、小地域において、自治会を単位とした「小地域まちづくり協議会（仮称）」を小地域福祉活動の推進組織として位置づけることとされています。（計画書 24 P）



また、基本目標 3 点目の「安全で安心して暮らせる環境づくり」では、地域福祉活動拠点の整備推進として、本庁以外の 3 市民局管内では、三箇所の保健福祉センターが地域保健福祉活動の拠点として、総合的な機能を持っているが、本庁管内には、それぞれの分野が分散されており、効率的、総合的な対応や調整が取り難いとされ、これを改善するために新たな地域の核となる施設の設置を含め、公共施設、民間施設、さらに既存施設の有効活用など、日々の地域福祉活動に利用できる環境づくりを進めていく必要があると記載されています。

この本庁管内の拠点施設設置の課題は、平成 23 年度において、兵庫県山崎庁舎を市が

購入し、保健福祉の拠点として、地域包括支援センターや健康増進課など高齢者と障害者の総合相談機能をもった市役所北庁舎を設置したことで活動環境は一応整ったと言えます。

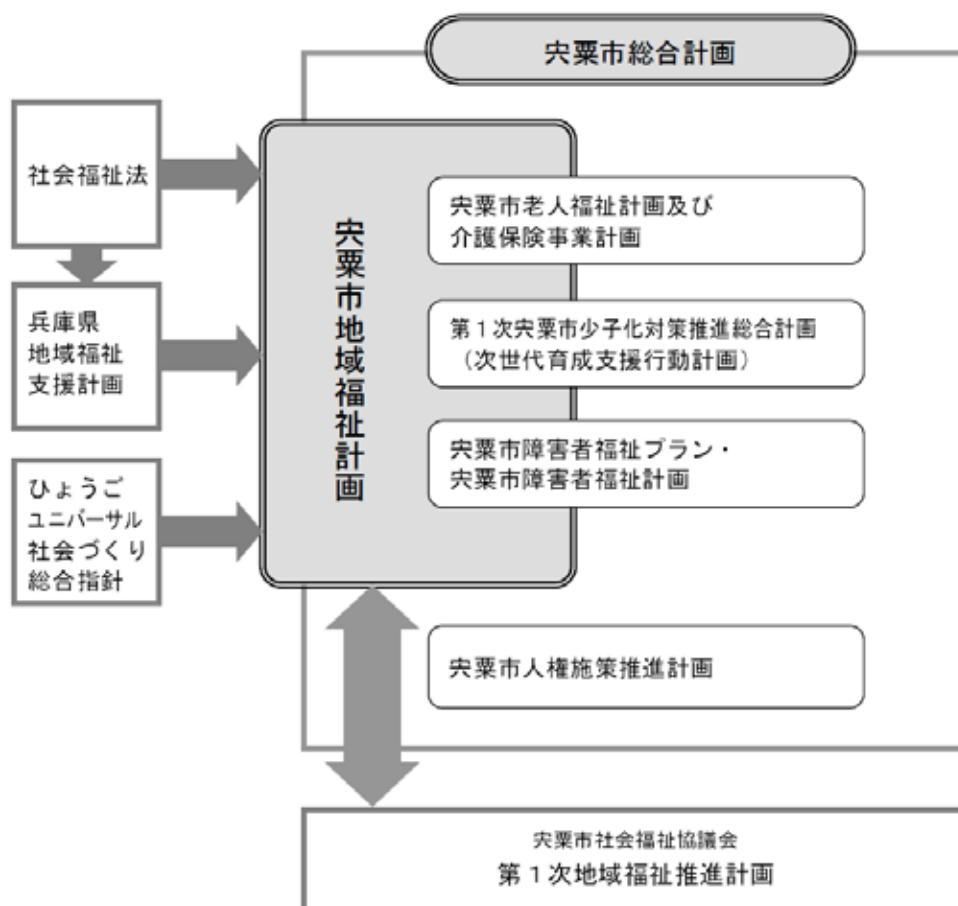
計画書では、後半部分に計画の推進体制を明記し、それぞれ、市民、ボランティア、NPO、民生委員児童委員、社会福祉協議会、社会福祉事業者の役割、そして、行政の役割が示されています。

### 3. 宍粟市地域福祉計画と第2次地域福祉推進計画の整合性

#### (1) 計画の位置付けについて

地域福祉計画の位置付けについては、次の表のとおり宍粟市総合計画の下に位置付けられ、福祉の分野別計画である「老人福祉計画」「次世代育成支援行動計画」「障害者福祉計画」を横断的にまとめた計画として位置づけられています。そして、本会の第1次地域福祉推進計画と連携する形がとられています。

問題は、今回の第2次地域福祉推進計画が、現在推進中の宍粟市地域福祉計画とどのように連携をとるかということです。総論での地域福祉のあり方や推進方法での方向性は整合性があるわけですが、各論部分の具体的な施策や推進方法について不明確です。さらにその前提となる宍粟市の状況認識について、地域福祉計画が策定された時点と今日では、生活・福祉課題の深刻度が増してきており、できれば、この点について見直しを要望したいと思います。



## (2) 計画期間

次に計画期間ですが、下の図にあるように市の地域福祉計画の計画期間は、平成21年度から25年度までの5年間です。これを受け、本会の第2次地域福祉推進計画は、平成23年度から27年度までの5か年計画としています。市の地域福祉計画の最終年度である平成25年度が本会の第2次計画の前半部分にあたる「前半3年間」と合致するようにしました。よって、市には、次の地域福祉計画を策定する25年度において、本会の計画の内容を踏まえ、宍粟の地域福祉を公民協働で推進する計画をぜひとも策定いただきたいと考えます。また、この支援計画である「兵庫県地域福祉支援計画」も新しい観点で現在策定されており、この支援計画の内容もぜひ反映してほしいと思います。さらに、宍粟市老人福祉計画及び介護保険事業計画と宍粟市障害者福祉プラン・宍粟市障害者福祉計画は、次期計画の策定期間が23年度となっており、この2つの分野別計画についても、本会の第2次地域福祉推進計画との整合性を図るようお願いしたいところです。

(年度)	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
宍粟市地域福祉計画										次期計画期間
宍粟市老人福祉計画及び介護保険事業計画					次期計画期間			次期計画期間		
第1次宍粟市少子化対策推進総合計画（次世代育成支援行動計画）					次期計画期間					
宍粟市障害者福祉プラン・宍粟市障害者福祉計画					次期計画期間				次期計画期間	

## (3) 地域福祉の目標（定義や捉え方を踏まえて）

地域福祉の目標について、本会では、「誰もが／住み慣れた場で／その人らしく暮らせる／地域社会と／そのしくみ／づくり」であると定義しています。多くの市民と「地域福祉とは何か」ということを議論する場合に地域福祉が目指すものとの関係において、わかりやすい説明が必要です。本会では、社会福祉協議会が、社会福祉法第109条において規定された地域福祉を推進する団体であることを前提に、その「地域福祉とは何か」を日々の事業推進の中で繰り返し問いかけています。今回の第2次計画の中でもその根幹をなすのは、一人ひとりの住民だれもが住み慣れた場でその人らしく暮らせる地域や仕組みを創るという考え方です。この点で、市の地域福祉計画や基本計画はどうであるのかの点検も必要ではないかと考えます。

とくに、市の地域福祉計画の上位にあり平成22年度に策定された「後期基本計画」第3章第6節が「地域福祉の充実」という部分ですが、ここでのめざすべきまちの姿として地域福祉の表記があります。それには、「地域の人と人とのつながりを大切にし、お互いに助け合う関係を築き、市民・福祉団体・行政がそれぞれの役割の中で、連携して「地域ぐる

みの福祉」を推進するまちをめざします。」と表現されています。これは、市民にわかりやすい表現として使用しているということですが、本会としては、地域生活支援（地域ケアの充実）、住民福祉のための住民参加、行政の基盤整備・公民協働のしくみの具体化を含んだ「地域福祉」の定義や目標が明確になるような表現が地域福祉施策を進める上で必要であると考えます。

とくに、無縁社会の広がりが懸念される今日、孤立を防ぐために地域全体で「暮らしのセーフティネット」をつくる取り組みが大きな課題となっています。この取り組みは、市の地域福祉政策として具体化させ、地域福祉計画の中に記載される必要があります。

#### （４）推進体制

計画の推進体制として具体的に提示されているものとして、市の計画では、自治会と小地域での「自治会・小地域まちづくり協議会（仮称）」（別図）ですが、本会の第２次計画では、「地域ネットワーク関係図（暮らしのセーフティネット・つながりづくり関係図）」を提起しています。本会の計画策定作業部会では、市の地域福祉計画の「自治会・小地域まちづくり協議会」と本計画で言う「自治会福祉連絡会」が同様の役割があるとして、市の計画の方向性に合わせ、具体化したものです。次期の地域福祉計画では、この部分での整合性をとっていただくようお願いするものです。

## ４．第２次地域福祉推進計画の推進と進行管理

### （１）地域福祉推進主体と計画策定の関係 - 地域福祉推進のための社協強化

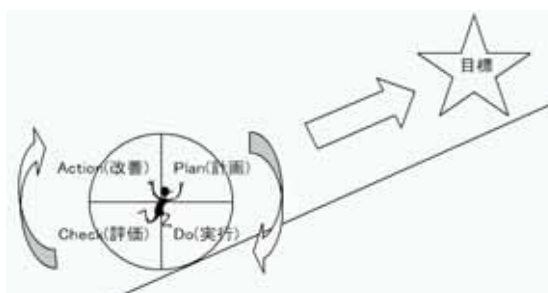
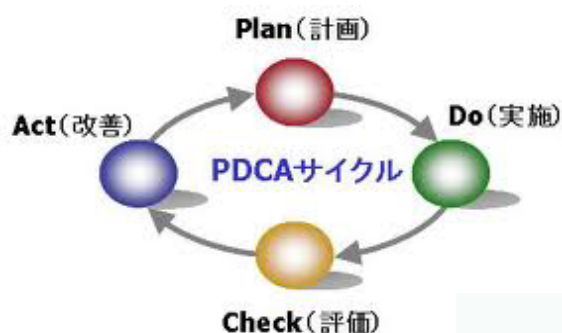
本推進計画は、地域福祉の条件整備主体である行政とともに、地域福祉推進主体である三者（「地域住民」「社会福祉事業経営者」「社会福祉活動を行う者」）が参画して策定したものであり、住民の生活課題や地域の福祉ニーズを明らかにするアンケートや自治会別懇談会などを実施したところから得られた生活・福祉課題を明確化し、四者が共有して議論を重ねたものです。住民や関係機関（とくに社協）で何ができるのかを洗い出し、協力できる力を出し合って体系化していき、年次的に（今回は５年間）活動を組み立てたものが本計画です。また、体系図でも明らかのように、本計画は、地域福祉目標実現のために、今回も４つの推進目標を掲げました。このうち４つ目の目標は、策定主体である社協の発展・強化計画を目標化したものです。これは、社協の内部、いわゆる社協役職員が地域福祉推進のための事業や活動をどのように展開していくのかを計画化したものです。社協の発展強化は、社協自身のためにあるのではなく、地域福祉推進のためにあることから、本計画の第４の目標に位置付けました。言い換えれば、推進目標の１～３を実現するために、その活動推進母体としての社協組織をどのような形で強化するかについて、行政と地域福祉推進の三者の理解と合意を得るためのものでもあります。

## (2) 第2次地域福祉推進計画の進行管理

本計画の推進については、計画策定の議論の中で体系化された年次計画に基づき、社協として、それぞれの年度の事業計画に具体化し、事業化していく必要があります。このために、計画推進にあたっては、「第2次地域福祉推進計画を進める会」(以下「計画を進める会」)をつくります。この会には、前述した『地域福祉推進主体である三者』で構成することは言うまでもありません。とくに策定に関わった委員や事業実施のために必要な組織の関係者、市内の社会福祉事業経営者の代表、そして社協理事が参加し、計画の進行管理(=地域福祉推進の進行管理)を進めていきます。また、年度ごとの事業終了時、いわゆる決算期に当該年度の事業実施評価を行うこととします。現在、本会の事業報告書には、合併後から職員による5段階の自己評価を付けています。この評価については、それにいたる客観的な状況となぜこの評価としたのかの理由を付しています。今後は、これを「計画を進める会」で行っていくこととします。

また、これとあわせて、計画を「絵に描いた餅」に終わらせないように、この計画の位置付けを明確にし、PDCAサイクルによる評価と循環機能を確認させることが必要です。とくに「PDCA」では、よく言われる「PDCAの落とし穴」(このサイクルが万能であるということに陥らず、Cの段階でDよりもP(計画)は妥当であったのかどうかという振り返りをする事)にも留意し、計画の進行管理を行うことにします。

さらに、計画の進行管理について、地域住民への報告をする必要があります。本会では、2年に1回開催している「宍粟市地域福祉のつどい」で計画の進捗状況を報告し、広報紙『こんにちは社協です』や本会のホームページ上において状況が確認できるよう工夫を行います。



## 5．個人情報保護法と地域福祉の推進

### (1) 個人情報保護と過剰反応

今回の第2次計画推進の中で懸念されることの一つに、市民から、また当事者から、そして福祉サービス利用者から利用目的を示して取得する個人情報のことがあげられます。

最近、高齢者の所在不明問題に代表されるような個人情報保護法に対する過剰反応があります。この個人情報保護法は、民間事業者に対して取得時に示された利用目的の範囲を超えて個人情報を利用すること、ご本人の事前承諾なしに第三者に個人情報を提供することなどを原則として禁止しています。さらに管理不十分が原因で外部漏洩した場合にも責任を問われるというものです。

<sup>1</sup>この中でいう「過剰反応」とは、それらの規定違反を懸念するあまり、必要な個人情報すら適正に提供されないという現象を指します。具体的には、大規模災害の際に、被害者の家族が行った安否確認に対して搬送先の一部病院が情報の提供を拒否した事件、自社製石油ファンヒーターに一酸化炭素中毒事故を引き起こす重大な不具合が判明した大手メーカーから緊急対策としてユーザー情報を提供するよう要請を受けた販売店の多数が違反を恐れて情報提供を差し控えた事件などが発生しています。

また、身近なところでは、クラス連絡網や同窓会名簿の作成を取り止める学校や名簿の作成を中止する自治会や町内会が次々と出現していることも事実です。個人情報保護を理由に国勢調査の回答を拒否されたという事例もあります。

福祉関係のみでも、民生委員児童委員が、市町村や事業者から活動に要する個人情報の提供を拒否されるケースは少なくありません。さらに、災害時要援護者リストを災害発生時に備えて作成しようとする際も、本人から情報提供を拒まれたらどうすればいいのか、またこのリストを関係者間で共有し得るかどうかなど、様々な問題が生じています。

本会が推進する地域福祉活動において、地域でもこういった過剰反応が大きな『壁』となりはしないかと考えています。この過剰反応が地域でのつながりの喪失や希薄化、そして孤立を生み出してはいないか。地域福祉の推進と個人情報保護の問題について整理しました。

### (2) 個人情報保護に関する法令の仕組み

個人情報を保護する法律は、2種あります。一つは、行政機関や独立行政法人を規制する「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」と「独立行政法人等の保有する個人情報保護に関する法律」。もう一つは、それ以外で個人情報を多数保有している者（個人情報取扱事業者）を規制している「個人情報保護法」です。

これらの法律の根本的な考え方に違いはありませんが、前者には、公的機関特有の定め

---

<sup>1</sup> この箇所の事件の表記については、「月間福祉」2011年2月号「個人情報保護法への過剰反応と高齢者所在不明問題」(英知法律事務所・弁護士 岡村久道)から引用

があります。ここでは、後者の個人情報取扱事業者に対する個人情報保護法（以下「法」）に基づいて記述します。

### （３）個人情報とは

個人情報とは、「特定」の個人を識別することができる情報を含む情報ということです。簡単に照合でき、他の情報を参照して識別できる場合も含まれます。例えば、特定の個人は、氏名と住所で識別できますから氏名も住所も個人情報です。そして、氏名と住所を含む情報が個人情報ですから家族構成や生育歴なども個人情報となります。

なお、特定の個人とは生存者に限りませんが、故人の情報でも、生存者に関しての個人情報（家族歴等）に該当する場合がありますから注意が必要です。

個人情報とは(法第2条第1項)

「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)をいう。

### （４）個人情報取扱事業者とは

個人情報取扱事業者とは、過去6か月以内のいずれか1日でも識別される特定の個人の合計数が5000を超える個人情報を保有する者をいいます。なお、これに該当しなくても、福祉サービスを提供する者としては、法の趣旨を遵守すべきであるといわれています。福祉サービスは、人的サービスや信頼関係が大きいので寄せられる個人情報の保護もきちんとしておくべきであるからです。

個人情報取扱事業者とは

個人情報等データベースを事業の用に供する者で、国、地方公共団体、独立行政法人等、地方独立行政法人(行政機関個人情報保護法等の適用を受ける)や、取扱う個人情報(市販の電話帳やカーナビの住所情報等は除く)が過去6か月以内のいずれの時点においても5000人を超えない事業者を除く者を指す(2条3項、施行令2条)。したがって、事業者には営利法人のみならず非営利法人も該当するが、一般の個人については原則として対象とならない(ただし、個人事業主等でこの定義に当てはまる者は当然、本法の対象となる)。

### （５）個人情報取扱事業者の義務

法は、個人情報の取得、利用、第三者提供について規制をしています。具体的にどのようにすべきかが需要です。とくに福祉活動を行う事業者等については、法令ではなく、厚

生労働省の通知が実務上の基本となります。詳細なガイドラインとして「福祉関係事業者における個人情報の適正な取扱いのためのガイドライン」(2004年11月)と「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」(2004年12月)があります。

## (6) 最近の状況

法は、施行後3年を目途に見直すこととされてきました。2009年11月に消費者庁から公表された「平成20年度個人情報の保護に関する法律施行状況の概要」によれば、国は以下のような取り組みをしました。

1) まず、法律施行以来の課題である「過剰反応」への対応です。過剰反応とは、個人情報を保護するあまり、目的外利用や第三者提供に該当するとして個人情報を利用しなくなる状況を指します。これに対しては、法律そのものの改正は行われず、2004年4月2日閣議決定の「個人情報保護に関する基本方針」を一部変更し、積極的な広報啓発活動を宣言し、法律・条例の適切な解釈・運用を図ることの重要性を明記しました。

2) 今後ガイドラインの共通化を検討する。

3) 施行令を改正し、個人情報取扱事業者となる要件を緩和し、次の場合に加えての場合にも、これらを編集し、加工することなくその事業の用に供する時も「識別される個人数(5000)に含めない」としました。

氏名・住所または居所、電話番号のみの情報。

他人の作成にかかる個人情報データベース等であって、不特定かつ多数に販売する目的で発行されたもの。

## (7) 個人情報の取得と利用目的を超えた使用

個人情報は、本人がコントロールする権利を有しています。私たちは、福祉サービスや福祉活動をよりよく進めるためという目的の範囲内で、ご本人からの個人情報を預かり、利用しているわけです。本人の同意がなければ第三者に提供してはなりません。これが個人情報の根本であり注意点は以下の5点です。

- 1 常に個人情報の利用目的を特定・明確にしておくこと。
  - 2 それをご本人に知らせる。または、公表しておくこと。
  - 3 その目的の範囲内で個人情報を利用すること。
  - 4 第三者に提供する時は、原則としてご本人の同意を得ること。
  - 5 情報の管理、本人からの申立に応じる体制を整えておくこと。
- (『月刊福祉』2010.11月号「個人情報保護」より転載)

利用目的の範囲を超えて使う場合には、原則としてご本人の承諾が必要であるけれども、

次の表の から の場合には、ご本人の同意がなくても利用目的の範囲を超えて利用できます。

例えば は、捜査機関が令状により捜索押収する場合、 は、大震災が起きた場合などに安否確認情報として個人情報を提供する場合であって本人の同意を得ている時間がない時、 は、鳥インフルエンザなどの強力な感染症が発生した場合に感染情報を提供する場合であって本人の同意を得るのが困難な時、です。さらに はオプトアウト、つまり名簿や電話帳、カーナビのように、個人情報を第三者提供することが目的の場合には、本人の同意を受けずに第三者提供を行い、本人の求めがあった場合に後から第三者提供を停止するという方法が取れるというものです。

#### 個人情報の利用目的を超えた使用や本人の同意なく第三者へ提供が許される場合

法令に基づく場合。

人の生命、身体または財産の保護のために必要、かつ本人の同意を得ることが困難である時。

公衆衛生の向上または、児童の健全な育成のために特に必要、かつ本人の同意を得ることが困難である場合。

国、地方公共団体、これらの受託者が法令に定める事務を遂行することに協力する必要がある場合であって、本人の同意を求めることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある時。

「第三者に個人情報を提供する」が「連絡があれば提供しない」ことを通知し、または周知させた上で当該第三者に提供することが出来る。

(この は、第三者提供が許されるいわゆる(オプトアウト)のこと)

#### (8) 小地域福祉活動等での個人情報の扱い

小地域での福祉連絡会の組織は、法に規定された個人情報取扱事業者には該当しません。しかし、日常の活動の中で安否確認や見守り活動等で要支援者の個人情報を取得することになります。この場合は、やはりご本人の同意を得た上で名簿の作成などが必要となります。また、福祉連絡会では、地域福祉活動を進める福祉委員さんなど関係者で、次のような「個人情報を守る申し合わせ」などルールを決めて活動を進めることが大切です。なお、こうした個人情報の守秘義務は、福祉連絡会の構成員となった間だけでなく、役を退いた後も同様に継続しなければなりません。

こうした活動が煩わしいとか難しいということで活動がおろそかになるとせっかくの地域福祉活動が開花しないことになり、地域の福祉力も育ちません。確かに活動は大変ですが、こうした活動が地域でのつながりを強め、万一の災害時に大きな力を発揮することになります。このことも私たち宍粟市社協が進める「新しいつながりのカタチ」を創る活動です。

# 個人情報を守る申し合わせ

宍粟市社会福祉協議会

小地域福祉活動・各自治会福祉連絡会

だれにも他人には知られたくない秘密（プライバシー）があることを理解しましょう。私達の活動は、要援護者が困っているときに相談にのり、手助けをする活動です。したがって、たすけあいに必要のない個人情報を根ほり葉ほり聞き出すことは避け、必要最小限のことにとどめましょう。（活動の中で信頼関係が出来れば、自然と相手の全体像がわかってきます。）

- 1 活動上知り得た秘密は、不特定多数の他人に口外してはいけません。（噂として広がれば、信頼関係は一度にくずれてしまいます。）
- 2 活動上知り得た個人情報は、相手が困っている問題を解決することのみに活用し、他の目的には使わないようにしましょう。
- 3 要援護者台帳や福祉マップなどの個人の情報に関する資料の保管管理には、万全を期し、みだりに他人の目（家族を含む）にふれないようにしましょう。
- 4 個人情報保護の原則を守ることは当然ですが、明らかにその人の生命や身体の安全が損なわれるような緊急事態発生の時、あるいは、客観的に、その恐れがあると判断された時は、生命や身体の安全を守ることが優先されます。